



日刊 労働千葉

労働千葉結成10周年!

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 千葉 (22) 7207番

89.11.2 No. 3104

事故責任はJR当局にある

労働者への事故責任転嫁を許すな!

習志野電車区
事故を検証する
-その2-

「日刊」第三一〇三号より続く

見せかけのサービスのために

安全を売りわたしたJR当局

習志野電車区構内入口
の踏み切りは、危険性が
常に指摘され続けてきた
所である。

この踏み切りは、電車
区構内でありながら、一
般の通行人の通学・通勤
・買い物などの通路とな
つており遮断機はおろか、
何の保安設備も設置され
ていない。

この九月二七日にも、
踏み切りをまたいで入れ
換え作業をしていた列車
と構内へ出入りする業者
の自動車が衝突事故をお
こしたばかりであった。
この三年ほどだけでも二
件目の自動車との衝突事
故である。

しかも、習志野電車区
当局は、JR移行後、見
せかけのサービスのため
に、前項で述べたような
極めて危険な電車区構内
に周辺の住民や子供たち
を集め、何度も「イベ
ント」を開催している。
日常的な業務がおこなわ
れている構内で電車に乗
せたり、電車とつなぎ
をやらせたり検修庫でバ
ンド演奏をおこなうなど
といったこの「イベント」
がおこなわれるようにな

つて以来、普段でも子供
たちが平気で電車区構内
の線路に入るようになり、
踏み切りの通行者数も増
えていたのである。

このイベントについて
も、組合が常々危険性を
指摘しつづけていたこと
である。

出区の際、乗務員が踏
み切りの通行人に最も気
を使うのは当然のことだ
ある。自転車に乗つてい
ればなおさらのことであ
る。

マスコミなどが報道す
るように、当該の乗務員
が、もし「通行人に気を
とられていた」としても、
それは、何ら非難される
べきことではない。数々
の重大事故がおきながら
放置し、それのみならず、
見せかけのサービスのた
めに、より危険な状態に
なることを知りながらそ
れをかえり見なかつたJ
R当局にこそ責任がある
と言わなければならぬ。
R当局にこそ責任がある
ことである。

全く余裕のないダイヤー乗務員は
もわてふためいて出区せざるを得なかつた
この場合に、この一ヶ月
間、JR千葉支社が総力を
あげてやついていたことは、
何とか一テン・アゴ
ヒモ(職場規律)の強化
月間なのである。支社の
管理者が総出となつて各
駅の柱のかげにかくれ、
あるいは運転席に添乗し
ては乗務員のチェックを
し、冬のボーナスカット
や処分の材料をさがすの
である。

乗務員が運転に集中す
るために三枚ある背面カ
ーテンのうち、一枚位は
しめて運転したいとい
切実な要求すら、乗客へ
のサービスや「会社の決
めしたことだ!」のひとと
で厳重な取り締りの対象
とし、ぼうしのアゴヒモ
があるのか!(フヅク)

この意味でも、この
事故は、分割・民営化
の結果であると言わなけ
ればならない。

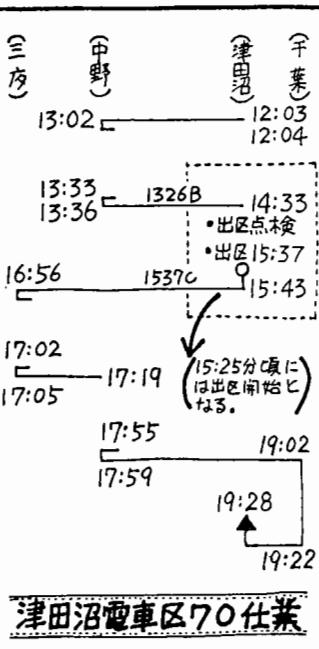
つたかも知れないのだ。
国鉄時代であれば、こ
のようなギリギリの途中
出区などあり得なかつた
ことである。

訂正
「日刊」1303号
3段20行目の
「7ヶ月間」は、
「1ヶ月間」の誤
りです。あわび
して訂正します。

今回事故が発生した
津田沼運転区七〇仕事の
途中出区は、この間、職
場の労働安全委員会など
で、無理な時間設定のた
め安全上の問題が、組合
側より指摘され続けてき
た仕業である。これは、
昨年十二月のダイヤ「改
正」によって改悪された
ものだが、図のように当
該乗務員は、十四時三十三
分津田沼駅四番線下り方
で、次の乗務員と乗り継
ぐ。その後、徒歩で津田
沼電車区までいき、当直
で出区票を受け取り、一
五三七C(事故当該電車)
十両編成の出区点検をお
こない再び出区する。列
車の事故発生は十五時二
五分なので、この間五〇
分しかないのである。

乗務員はあわてふため
いて余裕もなく出区して
いかざるを得ないのであ
る。「タルミ」どころか
「タルム」余裕もないの
が現実である。乗務員に
もう少しでも余裕があ
れば、この事故は起きなか
つたかも知れないのだ。

国鉄時代であれば、こ
のようなギリギリの途中
出区などあり得なかつた
ことである。



全組合員が血を流し、涙を流し、そして勝利した10年!